

亀山市告示第37号

亀山市民間保育所障がい児保育環境改善事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月10日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所障がい児保育環境改善事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市民間保育所障がい児保育環境改善事業費補助金交付要綱（平成26年亀山市告示第123号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀山市民間保育所等障がい児保育環境改善事業費補助金交付要綱

第1条中「民間保育所」を「民間保育所等」に改める。

第2条第1項中「民間保育所」を「民間保育所等」に、「第35条第4項の規定により国、三重県及び市以外の者が市内に設置した保育所」を「第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所のうち、国、都道府県及び市町村（特別区を含む。）以外の者が市内に設置したもの」に改め、同条第2項中「民間保育所に入所している又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「民間保育所」を「民間保育所等」に改める。

第3条中「亀山市民間保育所障がい児保育環境改善事業費補助金」を「亀山市民間保育所等障がい児保育環境改善事業費補助金」に改める。

第4条中「障がい児環境改善事業費補助金交付要領」を「障がい児保育環境改善事業費補助金交付要領」に、「障がい児環境改善事

業」を「障がい児保育環境改善事業」に、「民間保育所」を「民間保育所等」に改める。

第5条及び第6条中「民間保育所」を「民間保育所等」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「保育所名」を「民間保育所等の名称」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の亀山市民間保育所障がい児保育環境改善事業費補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の補助金の交付から適用する。